加古川市まちづくり協議会活動助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和６１年規則第３０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例施行規則（平成 16 年加古川市規則第５号。以下「規則」という。）第１４条に基づき、まちづくり協議会が地区まちづくり計画の実現に向けた活動を、会員が共同して行うことを支援するための、まちづくり協議会活動助成金（以下「活動助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、地区まちづくり計画の認定を受けた地区のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例（平成 15 年加古川市条例第２号）及び規則の例による。

（活動助成金の交付対象）

第３条　市長は、まちづくり協議会に対し、予算の範囲内において、活動助成金を交付するものとする。

２　次の各号に掲げる費用は、交付対象としない。

（1）飲食費（ただし、缶茶は除く。）

（2）人件費（ただし、講師謝礼は除く。）

（3）視察費

（4）市長が不適切と認める費用その他この事業の趣旨に適合しない費用

（活動助成金の額）

第４条　活動助成金の額は、当該年度における地区まちづくり計画実現に向けて行う、まちづくり協議会の共同活動に要する経費の額に２／３を乗じた額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、400,000 円を限度とする。

（活動助成金の交付の申請）

第５条　活動助成金の交付を受けようとするまちづくり協議会は、まちづくり協議会活動助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1)　活動計画書

(2)　予算書

（活動助成金の交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を審査し、活動助成金の交付の可否を決定、まちづくり協議会活動助成金交付（不交付）決定書（様式第２号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

２　市長は、活動助成金の交付を決定する場合において、活動助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは､これに必要な条件を付することができる。

３　活動助成金の申請件数が多数となった場合は、交付実績の少ない地区を優先するものとする。

４　市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）であって、助成金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、助成金の不交付を決定するものとする。

（助成金交付申請の内容の変更）

第７条　前条第１項の規定による助成金の交付の決定を受けた者は、助成金の交付の決定を受けた申請内容を変更しようとするときは、遅滞なくまちづくり協議会活動助成金交付変更申請書（様式第３号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについてはこの限りではない。

(1)　変更活動計画書

(2)　変更予算書

２　市長は前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、まちづくり協議会活動助成金変更交付（不交付）決定書（様式第４号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

３　前条第２項の規定は、前項の規定による決定について準用する。この場合において、「助成金の交付を決定」とあるのは、「助成金の変更の交付を決定」と読み替えるものとする。

（活動の完了報告等）

第８条　活動助成金の交付の決定を受けたまちづくり協議会（以下「助成対象まちづくり協議会」という。）は、当該年度の活動が完了したときは、速やかにまちづくり協議会活動完了報告書（様式第５号。以下「完了報告書」という。）に次の各号に掲げる図書を添付して市長に報告しなければならない。

(1)　活動実績報告書

(2)　収支決算書及び第 14 条に規定する帳簿等

(3)　その他市長が必要と認める図書

（活動助成金の額の確定）

第８条の２　市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき活動助成金の額を確定し（以下「確定額」という。）、その旨をまちづくり協議会活動助成金確定通知書（様式第６号）により助成対象まちづくり協議会に通知するものとする。

（活動助成金の交付）

第９条　市長は、前条の規定により活動助成金の額を確定した後において、活動助成金を助成対象まちづくり協議会に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、活動助成金の額の確定前であっても、活動助成金の全部又は一部を交付することができるものとする。

２　助成対象まちづくり協議会は、前項の規定により活動助成金の交付を受けようとするときは、速やかにまちづくり協議会活動助成金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、第１項の規定により、活動助成金を額の確定前に交付している場合において、確定額が、既に交付された額に満たなかったときは、まちづくり協議会活動助成金精算及び返還通知書（様式第８号）により、速やかに返還させるものとする。

（調査、指導等）

第 10 条　市長は、助成対象まちづくり協議会の活動の適正を図るため、必要があると認めるときは、助成対象まちづくり協議会に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又はその同意を得て、その活動の状況を調査することができる。

２　前項の場合において、活動の状況が適正でないと認めたときは、市長は、助成対象まちづくり協議会にその是正を指示することができる。

（活動助成金の交付決定の取り消し）

第 11 条　市長は、助成対象まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、活動助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　活動助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反するとき。

(2)　不正の手段により活動助成金の交付の決定を受けたとき。

(3)　前条第 2 項に規定する市長の指示に従わなかったとき。

(4)　その他地区まちづくり計画の実現に支障となる行為を行ったとき。

２　市長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、まちづくり協議会活動助成金交付決定取消通知書（様式第９号）により、助成対象まちづくり協議会に通知するものとする。

（活動助成金の返還）

第 12 条　市長は、前条の規定により活動助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に活動助成金が交付されているときは、まちづくり協議会活動助成金返還通知書（様式第 10 号）により、期限を定めてこれを返還させるものとする。

（活動助成対象の適正管理）

第 13 条　助成対象まちづくり協議会は、当該活動助成の対象となった物件の適正な管理に努めなければならない。

（帳簿の作成）

第 14 条　助成対象まちづくり協議会は、活動の経理を明らかにする帳簿を作成するとともに、その証拠書類を整備保管しておかなければならない。

（補則）

第 15 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

2　この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。